

第5期第2回福祉のまちづくり推進協議会 議事録

- 1 日時 平成25年7月12日(金) 13:30～15:30
- 2 場所 プリムローズ有朋 カトレア
- 3 出席者 (敬称略・五十音順)
 - 青柳 淳 公募委員
 - 榎本 一雄 さいたま市私立保育園協会 副会長
 - 茅島 広行 埼玉県警察本部交通部交通規制課 課長 (代理出席)
 - 川津 雅弘 さいたま市聴覚障害者協会 会長
 - 黒須 良士 さいたま市教育委員会管理部長
 - 國松 公造 埼玉県障害者協議会 理事
 - 佐々木 みつる 公募委員
 - 真田 晃宏 国土交通省関東地方整備局大宮国道事務所 所長 (代理出席)
 - 関 成樹 さいたま市都市局都市計画部 部長
 - 高橋 儀平 東洋大学ライフデザイン学部 教授
 - 高橋 義文 公募委員
 - 戸井田 秀明 社団法人埼玉県建築士事務所協会 常務理事
 - 中村 透 東日本旅客鉄道株式会社大宮支社企画室 室長
 - 長根 清平 さいたま市視覚障害者福祉協会 理事長
 - 星野 美子 さいたま市手をつなぐ育成会 理事
 - 細野 廣吉 さいたま市商工会議所総務・会員サービス部 部長
 - 松本 行夫 さいたま市建設局土木部 部長
 - 三浦 匡史 都市づくりNPOさいたま 理事
 - 水村 容子 東洋大学ライフデザイン学部 教授
 - 吉田 美代子 公募委員

4 次第

1. 開会
2. 報告
 - (1) モデル地区推進部会の報告について 資料1-1、1-2
 - (2) バリアフリー専門部会の報告について 資料2
3. 議事
 - (1) だれもが住みよい福祉のまちづくり条例整備基準マニュアルの見直しについて
～車いす使用者用駐車施設の青色塗装について～ 資料3
 - (2) 岩槻駅舎改修事業について 資料4
4. その他
5. 閉会

内容

1. 開会
2. 報告
 - (1) モデル地区推進部会の報告について
三浦委員◇◇あいさつ (省略)
事務局◇◇◇資料1-1、1-2について説明 (省略)

会長◇◇◇◇三浦部会長の方から、今まで実施した小学校との違いなど感じられたことはありますか。

三浦委員◇◇小学生では様々な意見、発言が出てくるのですが、中学生になると半分大人の感覚を有しており、これは言うてはいけないのではないかなど、やや発想が落ち着いてくるところがあるように感じます。本当の意味で福祉のまちづくりを進めるといふところというところ、常識化しているところの良くない部分をどう打破するかというところもあると思いますので、中学生の年代でそういうことを大人と同じ議論ができれば、より有意義になると思いますので、今年度も引き続き中学校でやるということについては、学習プログラムの中でどのような時間を設けられるかということ、きちんと学校側と協議して作っていかないと、なかなか難しい面もあるかなと考えております。

会長◇◇◇◇ありがとうございました。小学校では4年生が中心だったのですよね。

三浦委員◇◇4年生、5年生です。

会長◇◇◇◇今年度も中学3年生ということで、先ほど三浦さんから話がありましたが、だいぶ様子が違うということも当然だと思いますし、それから、何よりも学校でやるのですが、福祉のまちづくりの一環としてやっていますので、単に授業の補完だけではないわけですね。その後の成果が出てきませんので。実際にやったことを、どのように教育の現場、或いは福祉のまちづくりの現場に役立てていくか、応用していくかということが、これからさらに強く求められてくるような気がします。

佐々木委員◇大谷場中学校でのまち歩き学習も、駅周辺の活動がなかったところが少し残念でした。駅周辺までいく経路をもう少し考えていただければと思いました。

水村委員◇◇平成25年度のモデル地区事業は岩槻中学校で、こちらの学校には特別支援学級があるということですが、大谷場中学校のこの取り組みの際には特別支援学級の生徒と一緒にやったのでしょうか。このようなイベント的なものが日常生活に繋がっていくということがとても大事だと思うので、学校側との調整、その他の条件が整うのであれば一緒にやるということも非常に有効なことなのではないかと思います。そのような観点から、大谷場中学校のケースはどうだったかということと、25年度のこのモデル地区に関して考えはあるのかという質問です。

事務局◇◇◇大谷場中学校では、特別支援学級の生徒は一緒に行いませんでしたが、近所の授産施設である「のびろ作業所」の方々に参加していただきました。今年度は特別支援学級の生徒の参加についても、学校側と調整を進めてまいります。

会長◇◇◇◇とても大事なことだと思いますね。そこで学んでいる生徒さんもいるのであれば、一緒になって事業を展開していくことが基本だと思いますので、外からの参加ももちろん良いのですが、さいたま市は特に特別支援学級の導入について熱心に取り組んでいますので、有効に活用していただきたいと思います。

他にございますでしょうか。

青柳委員◇◇私は小学校と中学校の両方に参加させていただいたのですが、先ほど三浦さんとも言われてましたが、小学生はどちらかというところ、情緒的という感じで障害者に対

する行動が見られたような気がします。中学生は、まさに半分大人といたしますか、理の部分、大人の目という、そういう部分で障害者に対する行動が見られました。その後のいわゆる通常の社会生活で健常者と障害者がうまくかみ合うという意味では、中学校でのこういう取り組みをもっとやると、もう少し社会もよくなるのではないかとというのが私の実感です。

会長◇◇◇◇ありがとうございました。他にございますでしょうか。

吉田委員◇◇大谷場中学校の事業に参加させていただきました。この活動報告書の中の「参加者の声から」を見させていただきまして、とてもいろいろなことが集約されていて、私たちも参加させていただいた甲斐があったなど、いろいろな意見が集約されていると思います。これを参考にしていただいて、25年度の事業の方に生かしていただければと思います。よろしくお願いいたします。

会長◇◇◇◇ありがとうございました。また、この報告書をお読みになって市の方あるいは三浦部会長の方へご意見、ご質問等ありましたら、お願いをしたいと思います。

取りまとめには、当該学校の先生方のご意見もいろいろといただけるとういかなという気もいたします。よろしくお願いいたします。

それでは、次の報告に移りたいと思います。

(2) バリアフリー専門部会の報告について

事務局◇◇◇資料2について説明（省略）

会長◇◇◇◇ありがとうございました。さいたま市バリアフリー基本構想（案）についてのパブリックコメントですが、こちらの方は、資料の7ページにあります大宮、北浦和、浦和地区の既存の地区については、特には意見を聞いているわけではないということでしょうか

事務局◇◇◇既存の3地区については引き続きバリアフリー化を進めていくということになりますので、新規の重点整備地区である3地区について特にご意見をいただければと考えております。

会長◇◇◇◇バリアフリー法に基づいて既存の3地区の内容を改めるということではなく、新規の重点整備地区についてのご意見を伺うという意味ですね。このへんは少し明確にしておいた方が良くかもしれませんね。

みなさんの方からも、何かありますでしょうか。

川津委員◇◇さいたま新都心・北与野、武蔵浦和、岩槻の3地区が新しい重点整備地区となりましたが、いろいろな意見を集約しているのかということをお聞きしたい。それともう一つ、漢字が読みづらい部分があるので、表紙のところだけでもよいのでルビを入れていただければと思います。それともう一つ、既存の3地区についての今までの協議内容の記録を参考としてホームページに載せていただければと思います。それを見て、今までどのようなことが話し合われたのかといったことも参考にして、これからの意見を出していけると思いますので。

事務局◇◇◇地域ごとの部会を開催した中でいろいろな意見をいただき、それぞれで合意をいただいております。記録の整理につきましては、今後検討させていただければ

と思います。それから、意見募集の表紙のルビについてですが、申し訳ございませんでした。今後についてはこのことについて勘案し努力していきます。なお、必要と思われる場所については、点字のパブリックコメントを用意させていただいております。それから、ホームページで議事の内容をということですがけれども、議事の内容を公開するかどうかについても、これから検討させていただきたいと思います。

会長◇◇◇◇市民に向けたパブリックコメントですので、市民の方が初めてこれを目にする時に、どういう意見でこのような基本構想の案が提示されているのかというのが、どこかにコンパクトに開示してあればということだと思いますので、ホームページにすぐに出せなければ、窓口の方に用意しておくなど、工夫をしていただければと思います。ルビの方もよろしく願いいたします。

他にございますでしょうか。

國松委員◇◇この意見募集の中で残念だったと思いますが、さいたま市がパブリックコメントをやるについては、国が障害者差別を解消する法律を成立したというのがありますから、そういったものを冒頭に入れていただいた方が良かったのかなと感じています。まちづくりの部分で差別解消という部分との関係では、合理的排除という問題がありますから、そういった文言も入れていただければと思います。

事務局◇◇◇次回以降、基本構想を見直す際には対応したいと思います。

佐々木委員◇さいたま市バリアフリー基本構想(案)というのは、別冊であるのでしょうか。また、資料10ページに検討中というものが7つあるのですが、これらについて教えていただけますでしょうか。

事務局◇◇◇まず、さいたま市バリアフリー基本構想(案)の別冊については、かなり厚いものになっておりまして、皆様にお配りするのは難しいところがございますので、各区の情報公開コーナー、都市交通課の窓口、福祉総務課の窓口に配置させていただいております。また、障害者福祉協議会、社会福祉協議会にもご協力いただき配置させていただいております。また、点字のものにつきましても、障害者福祉協議会、社会福祉協議会に配置させていただいております。

もう1点の「検討中」の記載でございますが、基本構想の特定事業につきましては、あくまでもそれぞれの事業者が取り組むものになってございますので、それぞれの事業者の方をお願いをしているところでございます。ただ、この「検討中」というものにつきましては、前向きにやりますが、時期について検討しているものになっております。事業者の方でも時期について定めるということは難しいのですが、計画期間中にはこの事業をやりたいということをお願いしております。

会長◇◇◇◇基本構想(案)の別冊をどうしてもお借りしたいという方など、できる限りご要望にお応えするようお願いをしたいと思います。

「検討中」については、このリーフレットに載ったことだけでもかなりの前進だと思いますが、これからの動きの中でおそらく前倒し的になってくるのかなという感じも少ししますので、市民の方々の協力、行政のプッシュなどよろしく願いいたします。

他にいかがでしょうか。

三浦委員◇◇さいたま市バリアフリー基本構想（案）のパブリックコメントが今日から始まったということで、資料の公表場所が今も説明にあった市役所、区役所、社会福祉協議会事務所、障害者協議会の窓口ということで具体的に記載されていて広げることが出来ないのかもしれないのですが、私は浦和駅前の市民活動サポートセンターを運営しているNPO法人の理事をしていて、パブリックコメントがあるたびに、なるべく市民活動サポートセンターにもパブリックコメントの資料を置いて欲しいということ、所管の市民活動支援室を通じて市の各局に頼んでおります。市民活動サポートセンターは毎日1,000人以上の利用者がいて、まちづくり団体、NPO団体、市民活動団体、障害者団体など数多くの団体が利用しています。そういう意味でパブリックコメントの資料を配置して意見を集めるということでは、外せない施設なのではないかと思っていますので、今回対応していただくのがベストですけれども、今後も引き続きこの施設を有効活用していただくようにご検討していただきたいと思います。

事務局◇◇◇印刷に少し時間が掛かりますけれども、対応させていただきます。

会長◇◇◇◇他にございますでしょうか。

青柳委員◇◇12ページに岩槻地区の基本構想がありますが、特定事業等の主要内容の「交通安全特定事業」のところに、東口駅前交差点の残り時間表示式信号機の設置というのがございますが、これは歩行者用の信号機のことを言っていると思うのですが、普通の車両信号機は赤になると、少し間をおいて横の信号機が青になります。なぜそのようなになったのかと申しますと、45～6年前に外国人による日本語弁論大会で、ベルギーの方が日本の運転手は前の信号を見ないで横の信号が赤になったとたんに走っていくということで非常に危ないということから問題提起されて、現在のように間をおいて変わるようになったと記憶しております。この残り時間表示も、まさに青に変わるのを待つようなヨーイドンみたいな感じで渡る人もけっこう見かけますので、果たしてこの信号が本当に良いのかどうかというのが、私は疑問でございます。

会長◇◇◇◇これは、ご意見としてお伺いしておいてよろしいでしょうか。

他にございますでしょうか。

では、私の方から、7ページですが、推進地区についても下のマップに入れたほうが良いと思います。ここでは推進地区についても意見を求めているというふうに読み込めますので、市民の方々が自分のところのバリアフリーの推進はどうなっているのかというのも、ここでは一応地名は出されておりますが、どういうエリアに入っているというのが分かった方がよろしいと思います。特にさいたま市の場合は従前から駅を中心とした取り組みというのが中心になっておりますので、バリアフリー法ではそれ以外のところが大きくエリアを拡大していくことが求められていくかというふうに思いますので、もう少し見えるようなかたちでやっていただきたいと思います。

それからもう一つは、重点整備地区の対象となる生活関連施設、特定事業の範囲に入ってくるわけですけれども、少し少ないのではないかと。市民の日常生活か

らするともう少し取り込んだ方が良いのではないか。これは民間の施設、建築物等になりますので大変かというふうに思いますけれども、粘り強くやっていただきたい。それと、学校が抜けているのですよね。このエリアにどこまで入っているかわからないのですが、やはり学校はバリアフリー法の中でも、旧のハートビル法時には対象になっていなかったのですが、現在、防災の避難施設にも入ってくるかと思えますし、積極的に取り組むような働きかけを行うべきではないかというふうに思います。今後、10月に専門部会が開かれる予定になっていると思えますけれども、もう少し一歩踏み出すような取り組みが、さいたま市では求められているような感じがいたしますので、努力をお願いしたいと思います。

それでは、こちらの議案はよろしいでしょうか。では、続けて3の議事の方ですけれども、2つありまして最初は条例の整備基準マニュアルの見直しということになります。駐車場関係ですが、資料3に基づいてご説明をお願いいたします。

3. 議事

(1) だれもが住みよい福祉のまちづくり条例整備基準マニュアルの見直しについて

～車いす使用者用駐車施設の青色塗装について～

事務局◇◇◇資料3について説明(省略)

会長◇◇◇ただ今の説明に関して、質問等ございますでしょうか。

佐々木委員◇だれもが住みよい福祉のまちづくりということなのですが、色で決めるということか青で決めるということは、目の見える方は色でわかりますけれども、そうでない方の場合はどうしたらいいのかなというふうに単純に思ったのですが。埼玉県がやったから市がやったというのではなく、障害を持つ方と書いてあるので、全ての障害を対象とするには色分けはどうかというふうに思いました。

事務局◇◇◇色についてブルーとしておりますのは、車いすの国際シンボルマークが青色を使っているということで、全国的にも同様にブルーの塗装をしていると考えております。車いす使用者用駐車場をどのような方が利用されているかと申しますと、車いす使用者、身体的な不自由をお持ちの方、妊産婦の方、足腰の悪い高齢者の方などが利用されており、こういった方々はご家族の方が運転する車に同乗しています。また、移動が楽なようにできるだけ出入口に近いところに停めていただくように設置された駐車場でございますので、基本的には色をブルーに統一することによって、運転している方にわかりやすいようにする配慮、併せてルール違反の抑制といったことへの配慮ということで、ブルーに塗るといったことは、やり方の一つとして有効ということで進められております。それ以外にもわかりやすいように看板を立てたりなどいろいろなことがされておりますが、そのうえで更にブルー塗装ということを統一基準としてやっていくということなのです。

佐々木委員◇目の不自由な方には介助者がいなければいけないということで理解しました。会長◇◇◇運転手の方が不正駐車をしないようにと、少しでも意識的になればということですね。ただ、難しいのは駐車する方々の範囲ですね。どこの範囲までとするかというのは、実はさいたま市の条例の中でも明確に示しているわけではないので、大幅に拡大するといろいろな人たちが停めてしまうので、違う方法を取らないと難しい。あくまでも3.5メートルの幅を必要とするという方々はどのような方々なのかということを中心として考えていかないと、かえって混乱す

る可能性もありますね。このへんは埼玉県は柔軟に対応しているみたいですが、もう少し議論が必要かなという気がいたします。

水村委員◇◇見直しということで、路面を青色に塗装するということを推奨基準に追記するということなのですが、有効性がもし認められているのであれば推奨基準ではなく整備基準に入れてもよいのではないかと私自身は思います。推奨基準というのは整備の一步上、望むならばという基準であるとは思いますが、やはり有効性がある、非常に良い対応だということであれば、推奨を飛び越えて整備基準に入れても良いのではないかと。そのあたり、なぜ推奨基準ということでの位置付けなのかという質問が1点です。あと、障害者用駐車場に停められる範囲の人々を、どのように理解するかということについてなのですが、私自身の経験なので今後の参考までということなのですが、このマークが車いすのマークですので、私自身は上肢に障害がある方とお付き合いがあったのですが、手に障害があるということも、買い物などの場合は荷物を持つことも非常に大変になるということで、やはり駐車場の位置が例えば店舗などの場合では出入口に近いという条件が非常に必要であるし、本来的には停められるはずの立場なのだそうなのですが、車いすマークがあるということで移動障害者というイメージがとて強くて、停めると非難を受けるということが非常に多いということを聞いています。元々このマークは国際的に普及しているマークですので、これをどういじるかということは、一地方自治体が行えることではないと思うのですが、そういった問題点もはらんでいる対応であるということで、話題提供としてお話しさせていただきました。

事務局◇◇◇なぜ、整備基準ではなく推奨基準なのかということですが、整備基準といたしますと義務付けるということになってしまいますので、まず協力体制の確立を図っていくという段階で、整備基準ではなく推奨基準の中に追記したいということを考えております。

水村委員◇◇そのような事だとは思いますが、青色に塗装されるということの効力をどのように理解しているかだと思うのですが、非常に有効であるということであれば私は義務化をしても良いのではと思います。そのことによっていろいろなトラブルが解決されて、当初想定しているような利用が担保されるのであれば、私は義務化した方が良いと思いますが、これは私の個人的な見解です。

会長◇◇◇今、全国的には青色塗装というマナーアップキャンペーンというかたちで、利用者の判断を少しでも向上させるような取り組みをしています。それから、佐賀県から始まりましたパーキングパーミット制度のような許可制、埼玉県では川口市と久喜市がやっています。また、大阪府は青色塗装をやりながら、すぐ隣に思いやり駐車場ですね。横浜市も始めましたかはっきりしませんけれども、そういうやり方で妊産婦の方ですとか、歩けるけれども買い物には不自由をするといった上肢障害の方々など、そういった方々への優先的な配慮をしていくという、まだ配慮の段階になっておりますけれども。東京都もここでそういう方針をとるようになってきているかというふうに思いますが、規則の改定までにはまだいかないという段階になっております。

他にございますでしょうか。

三浦委員◇◇質問なのですが、今回は駐車スペースについてと理解しているのですが、乗降停車スペースも青く塗ることになるのか、対象外なのかを教えてください。

事務局◇◇◇今回は駐車スペースだけを考えており、乗降停車スペースについての青色塗装は今のところ考えていない状況でございます。

会長◇◇◇工夫をしてみてください。今はまだ実験という気はしますが、少しでもやっていって、うまくいかなければまた変えていけばよいと思います。一気にやると

お金もかなりかかると思いますので。

他にございますでしょうか。

川津委員◇◇青色塗装については良いと思います。ただ一つ見落としがあるとしたら、埼玉県
の交流センターがあるのですが、そこでは屋根付きの駐車場がありまして、
車いすの方は雨の時でも濡れずに乗降ができる場所があります。今、この絵
を見せていただくとそういったのがございませぬので、屋根があればすごく便
利なのではないかと思ひます。

会長◇◇◇◇こちらも、今は推奨基準になつて居るのですね。これは国も含めて推奨を進め
て居ります。

他にございますでしょうか。

國松委員◇◇青色塗装については、最初、埼玉県でやった時はそうでもないと思つたのです
が、最近ではインパクトがあるという感じになつて居ります。進めていけばそれ
なりの効果は出てくるのかなというふうに感じて居ります。ただ、一番気がかり
なのは、範囲のことですね。先ほどからも出ましたけれども、みんなで使うと
なるとだいたい障害者の範囲も広がってしまうという関係があつて、分子に対
して分母が多くなるので、逆に使いにくくなる可能性もあるのかなという心配が
あります。障害といつてもいろいろな方がいて、全部含めてこれだというふう
になるとやはりまずいのかなと思つて居ります。3.5メートルの幅がいらぬ障害
者の方も居るので、障害者の駐車スペースを考へるときには、最低2段階の案
があつても良いのではないかと感じて居ります。今後の取り組みの中で検討して
いただければというふうに思ひます。

会長◇◇◇◇今後の検討課題ということですが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

事務局◇◇◇ただいまご指摘のとおり、出来ればプラスワンの部分で、先ほど思いやり駐
車場など会長さんからの発言もございませぬけれども、そういった取り組みも
徐々にではありますが全国的に進んで居るようになつて居りますので、さい
たま市でもそういった面でのプラスワンを、今後できるだけ推奨していき
たいということに進めていきたいと思つて居りますので、よろしくお願ひいたし
ます。

会長◇◇◇◇ありがとうございます。それでは、次の議題についてよろしいでしょうか。
岩槻駅の駅舎の改修事業についてということですが、資料4について、事務局か
ら説明をお願ひいたします。

(2) 岩槻駅舎改修事業について

事務局◇◇◇資料4について説明(省略)

会長◇◇◇◇ありがとうございます。ここで意見をお伺ひしておきたいのは全部で4点と
いうことでよろしいでしょうか。それではまず、非常に多く関係することが視覚
障害者の誘導ブロックになつて居りますが、これは事前に視覚障害者の関係団体
との調整は済んで居るのでしょうか。あるいはマニュアル上から見たものを書き
下ろして居るのでしょうか。そこをお聞きしておきたいのですが。

事務局◇◇◇設計上はマニュアル上からで、視覚障害者からの意見はまだ聞いて居りませぬ。

会長◇◇◇◇では、長根委員さんに伺ひたいと思ひますが。

長根委員◇◇点字ブロックに関しては非常に良いと思ひます。マニュアル通りで十分だと私
は思ひます。ただ1か所、トイレだけですね。今、「こちらはトイレです」
という音声案内があるのですが、これから新しくされる駅の場合、是非それを付
けてほしいですね。浦和駅の場合も何回かお願ひしたことがあつたのですが、今
は付いたかもしれませぬけれども、「こちらはトイレです」という声が聞こえる

と、非常に精神的に楽なのですね。それを是非お願いしておきます。点字ブロックは問題ないと思います。

会長◇◇◇◇よろしいでしょうか。それでは音声案内を是非付けてください。今、ブロックから音声案内の動きになっていますので、さいたま市で最も新しい駅舎改築ということになるのでしょうか。是非付けていただきたいと思います。点字ブロックについてはよろしいでしょうか。私の意見は後ほど述べたいと思います。それでは、みんなのトイレについての意見をお伺いしたいと思います。

國松委員◇◇この理由を見て、ホームレスの寝泊まりが理由になってはまずいのかなと率直に思いました。こういうことが出てくると、いつになっても高齢社会に益々必要になってくるものが推進できないのではないかなと思っています。さいたま市は2000年の時に北浦和の西口の交番横のトイレに鍵が付いているという問題に、障害者団体と議論した末に出した結論が、やはり鍵はまずいということで外したのです。そのかわり人感センサーを付けたのですね。そうしておけばホームレスなどのたまり場になった時に、すぐに対応できるということでやったのです。それがこの内容では生きていないので、少し残念に思っています。是非とも必要なものは進めていくということの方に、どのようにしたら出来ていくのかというところをもう少し積極的に捉えてやっていく必要があるかなと思います。

会長◇◇◇◇ありがとうございました。担当者の方はいかがですか。

事務局◇◇◇人感センサーの関係なのですが、駅構内の方は24時間開放ではなく、東武鉄道さんの方で管理していただいていますので、こちらの方については付けない方向で考えております。自由通路の方の公衆トイレにつきましては、管理者と調整させていただきまして、検討させていただければと思います。

会長◇◇◇◇よろしいでしょうか。なかなか管理上、難しいところはあると思いますけれども、ラチ内みんなのトイレには大型ベッドが付くということですので、こちらの方で駅員さんの誘導やコミュニケーションで利用させていただくかたちにはなるかというふうには思いますが。

それから誘導ブロックについては、階段について駅では通常左側通行になっているかと思いますが、ブロックを敷設するのは主として転落防止ですよ。だからそちらの方に誘導できるようにやっておかないと、これは実はマニュアルでも十分な議論がされているわけではないので、少しずつ東武鉄道のマニュアルも変えていってほしいなとも思っております。できる限り現実に沿った、視覚障害者の方の移動ルートに沿ったようなかたちで対応していくのがよろしいのではないかと思います。図面上では私たち晴眼者から見ればきれいにバランスよく左右対称に書けていますが、実際にはそういうふうに行動するかというところではなく、群衆でいうと流れの中で移動していくかたちになると思っていますので、そういう方法をとっていただきたいというふうに思います。

それから改札口の誘導ブロックで、人がいる方向にというのは気持ちとしてはよくわかるのですが、単独で動いている方は非常に多いので、そこでわざわざクランクする必要があるのかというところがすごく気になります。素直にまっすぐにして、広い方の改札口は車いすを使用する方に利用していただければ良いと思います。出来るだけシンプルにというのが視覚障害者用誘導ブロックの敷設の方法ですから、それに適うようにしてほしいと思います。触知案内板もありますけれども、一般の方がそこにわざわざ回り込んで入って、また誘導ブロックに戻ってきて改札口に行くかというところ、そういうルートはあり得ないだろうというふうに思いますし、不自然なところについて十分考えながら敷設した方が、コスト的にも助かるのではないかと感じております。

また、トイレの中のブース内の手すりなども少し気になるころはありますけ

れども、これは細かな話ですので後ほど設計者の方にお伝えしたいと思います。
他にございますでしょうか。

國松委員◇◇駅の女子用トイレが和式一つと洋式一つだけと、あまりにも少ないのではないかと心配しております。もう少し需要を考えた方が良いのではないかと思います。このままだと、みんなのトイレの方に流れてしまうのではないのでしょうか。そうすると先ほどの話しではないですが分子に対して分母が大きくなるという問題が出て、また使いづらくなってしまいますので、ぜひとも女性用への気配りをお願いします。

会長◇◇◇◇これは、東武鉄道の方でも乗降客数ですとかいろいろなバランスを考えて、平均的にどのくらいのものになっているとか、乗客の方からのご意見はどうなっているのかということも考慮していると思うのですがいかがでしょうか。岩槻の乗降客数からすると数的には問題ないのでしょうか。

東武鉄道◇◇2階駅舎内の女子トイレのブースは2箇所ということになっているのですが、こちらは乗降人員など検討しまして、現在の駅と同数になっております。これにつきましては特にお客様からのご意見も出ておりません。それから、自由通路の階段下、東口、西口の各1箇所に公衆トイレにつきましても、2階駅舎内のトイレのブース数と同じとなっており、現在の公衆トイレのブース数とも同数となっております。

会長◇◇◇◇今のところでは、何とか間に合うのではないかとということですがけれども、待つ時間は女性の方が圧倒的に長いということをご心配されているということですね。

佐々木委員◇エレベーターが設置されますけれども、エレベーターはすごく暑いんですね。この暑いのにエレベーターに乗らなければならない親子を見ていると、やはり心配なのですね。このエレベーターは冷暖房付きなののでしょうか。設置をするのであれば、つけた方が良くと思うのですが。

東武鉄道◇◇現在の計画では一般的なエレベーターとなっておりますので、冷暖房付きではございません。予算の関係もありますので。

会長◇◇◇◇他に、ございますでしょうか。

川津委員◇◇岩槻駅の工事中に各障害者団体が集まって、使いやすいかどうかを点検して皆の意見を吸い上げて、工事終了後にも改めて点検をするというのはどうでしょうか。

東武鉄道◇◇今、ご意見をいただきましたので、検討させていただければと思います。ただ、視覚障害者用誘導ブロック等については、工事の最後になってくるものが多いので、工事の中間での点検というのは難しいかもしれませんので、そのへんにつきましても検討させていただければと思います。

会長◇◇◇◇工程表がないので何とも言えませんが、出来るだけ早い段階で岩槻地区の各関係団体との協議を一回やった方が良いでしょう。着工前に図面を丁寧に説明して、どんなご意見があるのかを聞かないと、今の時代としては少しおかしいのではないかと感じがいたします。それをもって最後にまた完成後に確認をするというのは良いのですけれども、完成後だけでは全く意味はなさないもので、やはり今の時点、早い段階で開示された方がさいたま市の姿勢としては良いのではないのでしょうか。これは市が責任を持ってやるべきではないかと思います。よろしくお願いたします。

この件についてはよろしいでしょうか。では、その他の案件になるのですがけれども、埼玉県の関係、信号機に関わる条例の制定がありましたが大変重要だと思しますので、こちらの説明をお願いいたします。

4. その他

- (1) 埼玉県高齢者、障害者の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の制定について
埼玉県警◇資料に基づき説明（省略）

会長◇◇◇◇ありがとうございました。次に、長根委員からの情報提供で福祉関係記事の紹介をお願いします。

- (2) 福祉関係記事 県立盲学校生、西武線で体験学習
長根委員◇資料に基づき説明（省略）

会長◇◇◇◇ありがとうございました。あとは、道路設計基準の関係で説明をお願いいたします。

- (3) さいたま市道路設計基準策定に向けた意見照会について
事務局◇◇説明（省略）

会長◇◇◇◇ありがとうございました。他には、ありませんでしょうか。
ないようですので、以上で締め切らせていただきます。

4. 閉会

以上